

あらゆる性別を包括するドメスティック・バイオレンス政策への課題

北仲千里

近年ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, DV）は、「女性に対する暴力」の問題の一つを構成するものとして論じられ、不平等に構造化された性関係、婚姻システム、ジェンダーと暴力との結びつきなどがその背景にあるとしばしば論じられる。しかしながら、親密な関係における支配、虐待行為は、同性間のカップルにも生起するものであり、また異性間で男性が被害にあうケースも存在する。最近指摘されている婚姻していない恋人間のDV（いわゆる「デートDV」, Dating violence）と、加害者対策（更生プログラム、加害者処罰規定等）の必要性に加え、残されている論点として、同性間のDVや男性被害者の問題があると筆者は考える。本稿では、こうした問題意識から、2007年に実施した全国の配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）へのアンケート調査結果などを参照して、若干の考察を試みる。筆者は、DV被害者支援にかかわる全国の民間団体が結集して毎年開かれる「全国シェルターシンポジウム」（主催：NPO全国女性シェルターネット）の2006年と2007年の大会で、「セクシュアル・マイノリティのDV被害者支援」の分科会を主催者団体のメンバーとして企画した。本稿で紹介する調査は、その2007年分科会用に収集したものである。

1 概念定義をめぐって

ドメスティック・バイオレンスとは、近年では「配偶者・パートナー・恋人などの親密な関係にある者からの暴力」という意味で用いられている。その「暴力」という言葉には、身体的な暴力だけでなく、言葉による侮辱、脅かし、行動の監視、酷使、精神的翻弄、経済的な搾取、性的暴力なども含まれ、むしろそれは「虐待」「尊厳をふみにじる、むごい行い」というべきものである。この問題に日本社会で名前が与えられたのは、1995年に北京で開かれた国連の第四回世界女性会議を契機とする国際的世論を受けてからである。ただ国連で打ち出された概念は、「女性に対する暴力 Violence against women」というものであり、そこにはDV以外にも街角や電車での痴漢、のぞき見、職場でのセクシュアル・ハラスメントなどが含まれる。さらに、夫や親族による花嫁の殺人や性器切除、国家による加害、戦時性暴力、性的人身売買など、社会のあらゆる領域のものが含まれている。「ジェンダーに基づく暴力 Gender-based violence」という語もこれとほぼ同義のものとして用いられている。

日本政府の「女性に対する暴力（女性への暴力）」根絶政策においてはDVが重点的に展開されており、DVとVAWをほぼ同じであるかのような示し方がされているため、DV＝「男性が女性に対して行う行為」と誤解されるおそれがある。しかし、DVは親密圏で起こるものを

さず概念であって、性別中立的に論じることでもできる。婚姻関係にない恋愛関係、男性も女性も同性間をも含めて、Intimate partner violence という言葉でカテゴリー化する国や機関もある。'DV を VAW の問題としてとらえることの重要性は指摘してもしすぎることがなく、ジェンダー化された現在の状況をふまえない形式的に中立な DV 施策をとることは論外である。しかし、VAW 全般を大きくとらえて論じるのではなく、「親密圏」「婚姻」「性的関係/恋愛関係」などに固有の問題としてアプローチすることもまた十分に意義があるのではないだろうか。親密な関係性、性的な関係や恋愛感情、同棲や結婚生活は、被害者が DV から逃れたい状態におかれる「要因」でもあると同時に、加害者の「動機」をも生み出す。また、社会全体の傾向をとらえて「女性に構造的にむけられる暴力」を指摘することは可能でも、個々のケースにおいて、その虐待行為が「性別ゆえに」行われたものなのか否かをすべて判定することは基本的に困難である。したがって、VAW は考察の視点にとどまるしかなく、現状を統計的に把握するには DV/IPV などの定義を使うことになるであろう。

技術的な理由以外にも、性別中立的に DV を定義し論じる必要がある。それは第一に、論理的な戯れなどではなく実際に「男性から女性」以外の DV 被害が存在しているという事実からである。第二に、「男性から女性」という DV の図式を相対化することが、VAW を生み出す構造を変えていく鍵を握るのではないかと考えるからである。現在の VAW の論じ方だけでは、被害者の位置に女性を、加害者の位置に男性を配置する図式の再生産にむしろ寄与してしまう危険性がある。DV が主に「殴ること」と考えられ、それが男性の身体イメージと安易に重ね合わせられ、男性が暴力の加害者であることが当然視されつつけることは憂慮すべきことである。少なくない男性が社会の様々な場所で虐待やいじめの被害にあっているにもかかわらず、男性の被害者性は恥として語ることを封じられている。性暴力被害に焦点をあてると、このことはいっそう明らかである。刑法の強姦罪においては、男性はレイプの被害者になることができない。社会生活の中では、女性の性被害は落ち度を非難されると同時に同情もされるが、男性の性被害は笑い話にされてしまうことも多い。そのような社会の中で、男性の性暴力、性虐待の被害経験者は、自らの体験を理解するすべをもたずに混乱したり、「男らしさ」の規範の中で傷ついた感情を上手く表現できなかつたりする (Gartner, 1999/2005)。今日、性暴力を生み出し、その加害者を許し、被害者にセカンドレイプを経験させる状況の根本には、多くの男性が女性の性暴力被害を想像し共感することができないことにある。女性に対する暴力の問題が論じられるとしばしば、男性は自分が行ったわけでもないのに加害者男性に自己同一化し、同盟を作る。この構造を打破しないことには問題の根本解決には至らない。虐待や性暴力をいったん性別中立的に定義した上で、その被害者が圧倒的に女性であるという状況への対策をたてることが重要である。加害者の椅子から多くの男性を引きずりおろし、ジェンダー化

された暴力の構造を掘り崩すことが目指されるべきではないだろうか。さらに、同性のカップル、あるいは性別カテゴリーを越境した人や性別定義があいまいなさまざまな立場の人（インターセックスの人も含まれるが、以下便宜上、LGBT = レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、と表す）の DV 問題（および性暴力）も看過することはできない。この LGBT の被害を視野に入れると、婚姻関係にない「恋人間の DV」を政策の対象に含める必要性がいっそう明らかになる。

2 現状の DV 支援とは

DV 政策には、被害者支援、加害者処罰/対応、調査研究および防止のための様々な施策などが考えられる。以下、主に被害者支援について検討していく。被害者支援においては、「相談（電話、面接）」「相手から離れる段階の一時保護」（配偶者暴力相談支援センター および民間シェルター）「自立支援」（主に市町村）「司法支援」（主に警察、弁護士、裁判所 およびセンターや民間の背景支援）などの段階がさしあたって考えられる。DV 法下で支援の中心を担う機関は、従来の民間団体のほかには「配偶者暴力相談支援センター」であり、DV 法施行後は、配暴センターが介入することで「DV 被害者である」とのお墨付きを与えつつ、民間団体・警察・市町村などが連携して支援にあたることが重要となってきた。ところでこの配偶者暴力相談支援センターは、基本的には各都道府県に設置されている婦人相談所がその機能についても担うという形（そのほかには現在 11 市町村で設置されている）となっており、既設の婦人相談所はもともと売春防止法に基づいて設置されたものであって、DV 以外の女性に対する支援業務も同時に取り扱っている（法律上の名称が「婦人相談所」であって、実際には「女性相談センター」などの名称が使われている）。さらに婦人相談所業務に配暴センター機能が付加されたあとも、各都道府県の関連予算は目覚しく増加したとは言えず、公的一時保護所が相部屋であるとか、婦人相談員は正規雇用ではないのが実情である。DV 法自体は、性別に関係なく DV の被害者として援助する。しかし、婦人相談所は女性を主に対象としたセンターであるため、支援のうち電話相談では男性にも対応できるが、男性を施設内に入れた面接相談は実施が難しく、公的シェルターでの一時保護では、女性と同一施設を利用するわけにはいかない。したがって DV 法を受けて主に男性被害者が利用できる公的機関は、電話相談のほかは、警察による介入と、裁判所による保護命令であるといえるだろう。また、同じセンターと言っても、現実には「一時保護数」の統計をみればかなり実情に格差がある。平成 18 年度の婦人相談所における「夫等の暴力」を主訴とする一時保護件数（厚労省調べ）でみると、年間 18 人から 663 人と一時保護件数に都道府県によって大きな開きがあり、それは必ずしも人口規模と一致していない。これはセンター職員の姿勢だけではなく、広域保護（他府県から避難

してきた被害者の保護)を受け入れているかどうか、またその地域の市町村や警察、児童相談所などとの連携の中で実際の程度現実に支援できるのかと言った面で、各地域の体制構築度に大きな差があるからだという見方もある。

3 LGBTのDV被害者支援

3.1 内閣府調査

LGBTのDV問題についてこれまで内閣府は沈黙していたというわけではなく、平成16年度の「配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査」²において、配偶者暴力相談支援センター、女性センター、男女共同参画センター、民間シェルターに対し、次のような設問をしている。「問8 貴施設では、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)である被害者からの相談に対応していますか。(一つだけ○)」回答結果は、対応している13.4%、対応したことはないが相談があれば対応できる49.3%、対応したことはなく相談があっても対応できない35.0%、無回答2.2%(回答総数357)。

「問8で「対応できる」と答えた施設の施設長にお聞きします。問8付問 貴施設ではどのような対応をしていますか。(○はいくつでも)」特別な体制を整えているわけではないが、相談員等が工夫して対応している74.6%、性的少数者からの相談に対応している他の相談機関を紹介している20.5%、専門知識を有した相談員を配置している6.2%、職員に対し、性的少数者からの相談への対応について、特別な研修を行っている3.1%、その他12.9%、無回答0.9%という結果となっている。ここから、対応しているところは皆無ではないが、それほど多くはないこと、また「できない」としているところもあることがわかる。

3.2 都道府県 配偶者暴力支援センターを対象としたアンケート調査から

筆者を含む上述のシンポジウム分科会主催者は、DV被害者支援のコア局面である「一時保護」の段階で、LGBT当事者が援助を受けているかどうかの実情をまずは把握することが重要ではないかと考え、その機能を担っている全国の都道府県の配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所)を対象を限定して、2007年10-11月に郵送でのアンケート調査を実施した。^{3,4}結果、38のセンターから回答が得られた。質問項目は以下の通り。Q1.同性間で生じた親密な関係における暴力のケースについて「貴センターでは、これまで(DV防止法にもとづくセンター設置以降)、扱った事例はありますか。」1 電話相談、2 面接相談、3 一時保護、4 自立支援、5 司法支援、6 その他。それぞれQ2.「同性間のケースの一時保護において、対応されたことがある場合、お訊ねします。どのように対応しましたか。具体的に教えてください。(センターで保護した、民間委託した、など)特に対応に支障が生じること、対応で困ったことなどはあ

りますか。」Q3.「相談者の性別にあいまいさがある(自認する性別と戸籍上の性別が異なるなど)場合、対応に支障が生じること、対応で困ったことなどはありますか。」Q4.「その他、同性間のケースやセクシュアル・マイノリティの相談者が相談した場合の対応の実情について、具体的に書けることがあれば教えてください。」結果としてはTable 1に示すようになった。

ここから、同性間のDV被害でDV法施行後、一時保護の事例があったのは、三都道府県、一時保護以外の電話相談他の対応はしたことがあると回答したところが、五都道府県であることがわかった。これは現状の婦人相談所のあり方からして、女性の同性カップルの被害者、またはMtFTGの被害者ではないかと推察される。電話相談ではそうしたことを確認することができないので、正確には集計できないであろう。一時保護をおこなったセンターの回答記述では「加害者が性同一性障害の女性で被害者は女性だったので、センターで保護。」「同性から暴力を受けていると、警察から依頼があり、当センターで6日間一時保護した。生活保護受給世帯だったので、福祉事務所が間に入り帰宅された。」「センターで保護 特に困ったことない」となっており、警察が介在したケースもあったことがわかる。

次に、Q3「TGへの対応」やQ4「その他困ったこと」への回答をみると、こちらの方が記入しているセンターが多いことに気がつく。「問題なく対応できた」と回答するセンターも2都道府県あったが、複数の回答でみられたのが、MtFと思われるTG当事者への対応に関する戸惑い・悩みである。そこにみられるのは、「違和感・どのように対処したらよいか困った」という具体的な援助の際の困惑と、援助ではなく「他の女性入所者との関係でどうしたらよいか困った。」という二つのものであり、「人道上保護」したところもあるが、「受け入れができないと思われ、相談のみで終結したが、対応には苦慮した。」「他機関紹介で終えた」というセンターもある。「困惑・苦慮」の内容は、文面から察するところ、「戸籍上も女性になっていたが外見上は男性であったため違和感」、「本人の訴えだけで女性として保護することは困難である(医療現場では男性として入院してもらったとのこと。)」 「男性と思われる自称女性」というような、TGであることそのものへの(おそらく職員・相談員の抱く)違和感の表明と同時に、性同一性障害であることに関する相談を持ちかけられた時の情報のなさからくる苦慮、そして「他の入所者へ誘いかけ、恐怖を感じさせた」「威圧的な態度」というような、場合によっては偏見に基づくものとの疑問を抱かされるような、よりやっかいな「混乱・困惑」が示されていた。その他、回答には質問紙の「セクシュアル・マイノリティ」という言葉の意味が理解しにくかったためそれを調べたと思われる書き込みもあった。

この結果を、どう考えるべきだろうか。まず、ほとんどの配暴センターでは、LGBTの当事者は不可視だということである。大多数の回答が「事例なし」であった。ここには、本当は当事者が来ていても、それをLGBT当事者としては把握できていないことも含まれるだろう(も

するということである。もし、そうであるならば、それは、個室・別室・別施設化が可能かどうかという問題だということになる。

3.4 求められる援助とその道筋

2006年と2007年の分科会で講師を担当した堀江有里氏によると、非異性間のカップルのDV問題を考える時、特有の事情が指摘される。まず、非異性間における関係のトラブルは、周囲へのカミングアウトの問題もからんでくるので、第三者が介入しての解決が困難であり、関係自体が、ときに閉鎖的にならざるをえないこともある（周りに相談しにくいことがある。また相談業務機関やシェルターなどに「拒絶されるのではないか」「偏見の目で見られるのではないか」という不安があるし、実際に対応してもらえないケースがある）。そして、非異性とパートナーシップを育んでいること自体について、当事者が自己肯定できていない場合がある。これらの事情をふまえ、堀江氏は、今後の課題として、まずは何よりも、DV被害者が「これはDVだ」と気づける情報、気づいた場合に話をできる場が用意されること。とくに相談できる場やシェルターが増えていくためには、まずはセクシュアル・マイノリティに関する研修が必要。DV法の改正、実態調査などを指摘している（分科会での報告等より）。堀江氏の指摘するように、実情把握や法改正を行い、LGBT当事者に対してもDVに関する情報提供や十分な援助を提供できることが必要である。ただ、その為にまずは誰が何から始めるべきなのだろうか。その主体は誰なのだろうか。

まずは、公的機関の側の改善が急務であろう。DV被害者支援に関わる様々な機関の職員が、「ヘテロ女性に対する男性からの暴力」についての理解を深め、さらにその上に、LGBTや男性の被害についてもきちんと研修を受け、対応できるよう準備すべきであろう。ただ、そこで現実的に障害となるのは、制度、施設の面も含めた予算面での問題である。少なくとも個室化、あるいは複数施設化するのであれば、これは国や自治体の予算面でのとりくみがないかぎり、なかなか困難である。次に、民間などでの援助である。DV問題、VAW問題については、これまでは全国の民間団体が政策提言などの面でも、この問題をリードしてきた。しかし、民間団体の援助は、設備などもそれぞれの事情が一樣ではなく、またかなり余裕がないという問題がある。しかし同時に、公的な規制にしばられず、その団体のスタッフの判断で、柔軟な支援も可能である。ただより大きな問題は、民間団体の多くが、フェミニズムを背景とした女性の運動や、女性の被害経験者（サバイバー）によって支えられているということである。日本のフェミニズム運動に関わる人たちの間に、LGBTの権利問題にはそれほど目が向いていない人も多く、その亀裂が昨今しばしば議論されている（「特集 バックラッシュをクリアする一性別二分法批判の視点から」, 2008）。特にDVや性暴力問題は、「加害者男性と被害者女性」の構

図を描き出し、被害者としての女性間の共感や連帯をつよく生み出してきたイシューであり、そうした共感・連帯の土台の上に日本のDV運動も築かれてきているとあってよいだろう。それは、大きな成果でもあったが、R. コンネルのいうカテゴリー主義的 (Connell, 1987/1993) なフェミニズムの陥穽を内包しているということにもなる。だとすれば、現状のままでは、LGBTの当事者に向き合えない人も多く、堀江氏のいう不安は残念ながら杞憂とはいえないだろう。まずはDV女性運動がLGBTの運動と重なり合い、支援できる民間団体を少しずつ増やしていくことなのではないか。公的機関にしても、民間にしても、とくにレズビアンやトランスジェンダーのDV被害当事者については、制度・施設上の障壁はなく、意識面さえ乗り越えれば、援助は可能なのではないかと思われる。

4 男性被害者に関するデータと考察

さて、男性を性暴力やDVの被害者として位置づけることは非常に重要であるが、現在それに関する、日本のとくにDVの研究はほとんど見当たらないと言ってよいのではないだろうか。筆者の知る限りでは、日進市や広島市、鳥取県、山口県など、いくつかの自治体で「男性のDV電話相談」を実施していること、いくつかの民間団体（DV・性暴力問題に取り組む団体や、メンズリブ・男性運動系団体）によって、電話相談や面接相談が行われている状況である。ただ、女性と同じように男性対象の窓口を作ればそれでよいかというと、男性の置かれている特有の事情をふまえない限り、有効性は低いのではないかと考えられる。すなわち、男性にとっては、自分の被害者性を受け入れること自体が非常に困難である。したがって、「DV相談窓口」を設置して、そこにまっすぐ自分は被害者であると自認して相談に来るとは思われにくい。むしろより広範なテーマの男性対象の悩み相談窓口を開設すれば、そこにDVや性被害の相談も混じってくるかもしれない。また、男性のDV被害は身体的暴力だけでなく、精神的暴力を主とするものが多い可能性もある。もしそうであるなら、命の危険がある被害者を主に対象とした保護命令や一時保護という形での援助が役に立つ機会は少なくなり、他の形での援助が重要となるかもしれない。また、DVの場合、男性は自分が加害者とされたことについての相談が多数舞い込んでくる傾向がある。そうすると、男性の「加害者相談」（これもまた必要であることは確かだが）と被害者相談が混在したものに对应することを迫られる。大阪で10年以上にわたって男性対象の電話相談を行ってきたグループ「『男』悩みのホットライン」のブックレット（『男』悩みのホットライン, 2006）によると、男性の電話相談内容は、まず相談へのためらい、「無言」が多いこと、性の悩み相談が多いこと、そして「加害者とされてしまった」相談も多いことなどがあげられるという。

現状で入手できる統計では、Table 2のように、配偶者暴力相談支援センターの相談件数においても、1%弱の男性からの相談があることがわかる。また、全国都道府県警察が2007（平成19）年度中に取り扱ったDV事案統計によると、被害者の性別は、女性が20,704件（98.6%）、男性（1.4%）である。日本の配偶者間の犯罪統計（See Table 3）では2008（平成20）年の殺人では女性の被害者が126件（63.0%）、男性被害者が74件（37.0%）となっている。ただし、夫婦・カップル間の殺人では、DV被害者が追いつめられた結果、加害者を殺すことも少なくないので、殺人被害者とDV被害者を同一視することもできない。日本の傷害・暴行事件の被害者でみると、それぞれ5.3% 6.7%と男性の割合は低くなる。しかしやはり皆無とはいえない。内閣府の性暴力被害調査は、女性の、男性からの被害しか調査対象にしていない。しかし、2009（平成21）年に広島市が市民対象に実施した調査によると、異性から性的行為を強要された経験のある男性回答者は0.3%（3人）（女性は8.9% 52人）、という結果が出ている（広島市, in press）。

女性	61,636	99.3%
男性	442	0.7%
合計	62,078	100.0%

Table 2

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件（平成19年度）

Note. From 『配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について』, by 内閣府男女共同参画局, 2007, Retrieved January 15, 2010, from <http://www.gender.go.jp/dv/kensu/2007monthly.xls>

Table 3

	女性		男性	
	件数	%	件数	%
殺人	126	63.0	74	37
傷害	1268	94.7	71	5.3
暴行	975	93.3	70	6.7

配偶者間（内縁を含む）犯罪の被害者（平成20年）

（警察庁統計より内閣府男女共同参画局作成）

Note. From 『配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）（平成20年）』, by 内閣府男女共同参画局, 2008, Retrieved January 15, 2010, from <http://www.gender.go.jp/whitepaper/h21/zentai/html/zuhyo/zuhyo108.html>

以上、男性の被害についてはまだその実情、特質が明らかではなく、まずは調査や研究が求められるといえるだろう。圧倒的多数の相談者が女性である事実からしても、男性を対象にした施設整備などに予算を割くことは困難であるし、それを優先することが適切だとは必ずしも言い切れず、むしろ「過度の形式的平等」との批判を招きかねないだろう。と同時に、もちろん女性の被害者と同じ施設で対応することは避けるべきであろう。男性の被害者援助を考えた場合、婦人保護行政の上に重ねている配偶者暴力相談支援センターの制度のまま進めることは困難があるだろう。男性への援助を民間の女性の運動に求めるのは非現実的だとの意見もあり、誰がその担い手になるべきかについては、結論を保留したい。男性の民間グループの取り組みや少年の性的な被害や男子児童への性的虐待の支援から着手することが現実的であるのかもしれない。

5 結論

現状では異性間、同性間に関わらず、男性被害者が避難を希望した場合の一時保護対応がもっとも不十分であると言える。また、現実にはTG当事者がセンターに相談しているが、職員が困惑している実態も少し明らかになった。ジェンダー化され、不平等なカップル関係を再生産するのはなく、脱構築するような視点での研究・考察がいま重要であり、とくに公的な機関では「ヘテロ女性」以外の相談者への二次被害をとめるための研修等の取り組みが早急に求められる。啓発の必要性以前に問題の大きな障害となっているのは、婦人相談所に配偶者暴力相談支援センター機能も担わせているという現在の制度であろう。かつてDV等の問題に消極的であった警察はDV法・ストーカー法その他の法改正などを契機に、大きく取り組みを進展させた。しかし、そのコンセプトは「女性・子どもを守る施策」⁹というものであり、これでは男性が「か弱い」女性を保護するというものと考えているのではないかとの疑念を拭いきれない。

い。こうした枠組みのもとでは、この論考の対象としている当事者が警察において二次被害を受けてしまうことは必至であり、枠組みの変更は、意識的にとりくまなければならない。

References

- Connell, Robert William. (1993). 『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社会学』. 東京: 三交社. = (Original work published 1987). *Gender and power: Society, the person, and sexual politics*. Standord, CA: Stanford University Press.
- Cornell, Drucilla. (2006). 『イマジナリーな領域—中絶、ポルノグラフィ、セクシュアル・ハラスメント』(仲正昌樹, 遠藤かおり, 高原幸子, 堀江有里 & 塚原久美, Trans.). 東京: 御茶の水書房. = (Original work published 1995). *The Imaginary domain: Abortion, pornography & sexual harassment*. New York, NY: Routledge.
- Gartner, Richard B. (2005). 『少年への性的虐待 男性被害者の心的外傷と精神分析治療』 作品社. = (Original work published 1999). *Betrayed as boys: Psychodynamic treatment of sexually abused men*. New York, NY: The Guilford Press.
- 広島市. (in press). 『平成 21 年度広島市男女共同参画に関するアンケート調査』. 広島.
- 『男』 悩みのホットライン (Ed.). (2006). 『かもがわブックレット 158 男の電話相談—男が語る・男が聴く』. 京都: かもがわ出版.
- 谷口洋幸. (2008). 「第 10 章 同一性障害特例法の再評価 ——人権からの批判的考察——」. In 石田仁 (Ed.), 『性同一性障害—ジェンダー・医療・特例法』 (pp. 249-272). 東京: 御茶の水書房.
- 「特集 バックラッシュをクイアする—性別二分法批判の視点から」. (2008). 『女性学』, 15, 4-58.

Author Note

謝辞

この草稿をまとめるにあたり、下記の方々の助言をいただきました。ここにお礼申し上げます。後藤紀子（元 愛知県配偶者暴力相談支援センター長）、隠岐美智子（NPO 法人フェミニストサポートセンター・東海 理事長）、松尾かずな（TTS ファミリー）、堀江有里、風間孝

Footnotes

- ¹ アメリカ司法省や CDC（米国疾病予防管理センター）など
- ² これは、配偶者暴力相談支援センター、女性センター、男女共同参画センター、民間シェルターの施設長あてに郵送し、そこで回答のあった施設の相談員等に対して質問したもので、調査期間は平成 16 年 1 月から 2 月、配布数 2429 人、有効回収数 1430 人（58.9%）
- ³ 調査者名 NPO 法人 フェミニストサポートセンター・東海。この調査では、他の研究者の研究目的のため、外国人の DV 対応についての質問もこのほかに 1 つ尋ねている。
- ⁴ 内閣府の公報などでは、平成 20 年 4 月現在 配偶者暴力相談センターの機能を果たす施設数は全国に 180 か所とされているが、そこには保健福祉事務所や支所、駐在所、市町村の男女共同参画センターのようなものまでも含まれている。けれどシェルターに一時保護をずる業務を担うのは、ほぼ婦人相談所に限られると考え、都道府県の婦人相談所のみを調査対象とした。
- ⁵ 警察庁は、平成 11 年 12 月 16 日「女性・子どもを守る施策実施要綱」を策定した（次長通達）。

Policies for the prevention of domestic violence against victims of all genders and sexualities in Japan

Chisato KITANAKA

Domestic violence typically tends to be regarded as a crime against women. Men and LGBTs (lesbian, gay, bisexual, and transgender people) who suffer violence from their partners have been left out from the domestic violence prevention policy. A recent investigative survey found that some male and LGBT victims asked the DV Center for help.

However, a major institutional problem is that the DV victim center was originally set up on a former existing women's support center.

The definition of a sex crime is also a problem. Rape is defined as a behavior in which a man rapes a woman. The fact that there is little understanding among support staff is a major problem as well.